

(資料3)

前回会合の指摘事項等

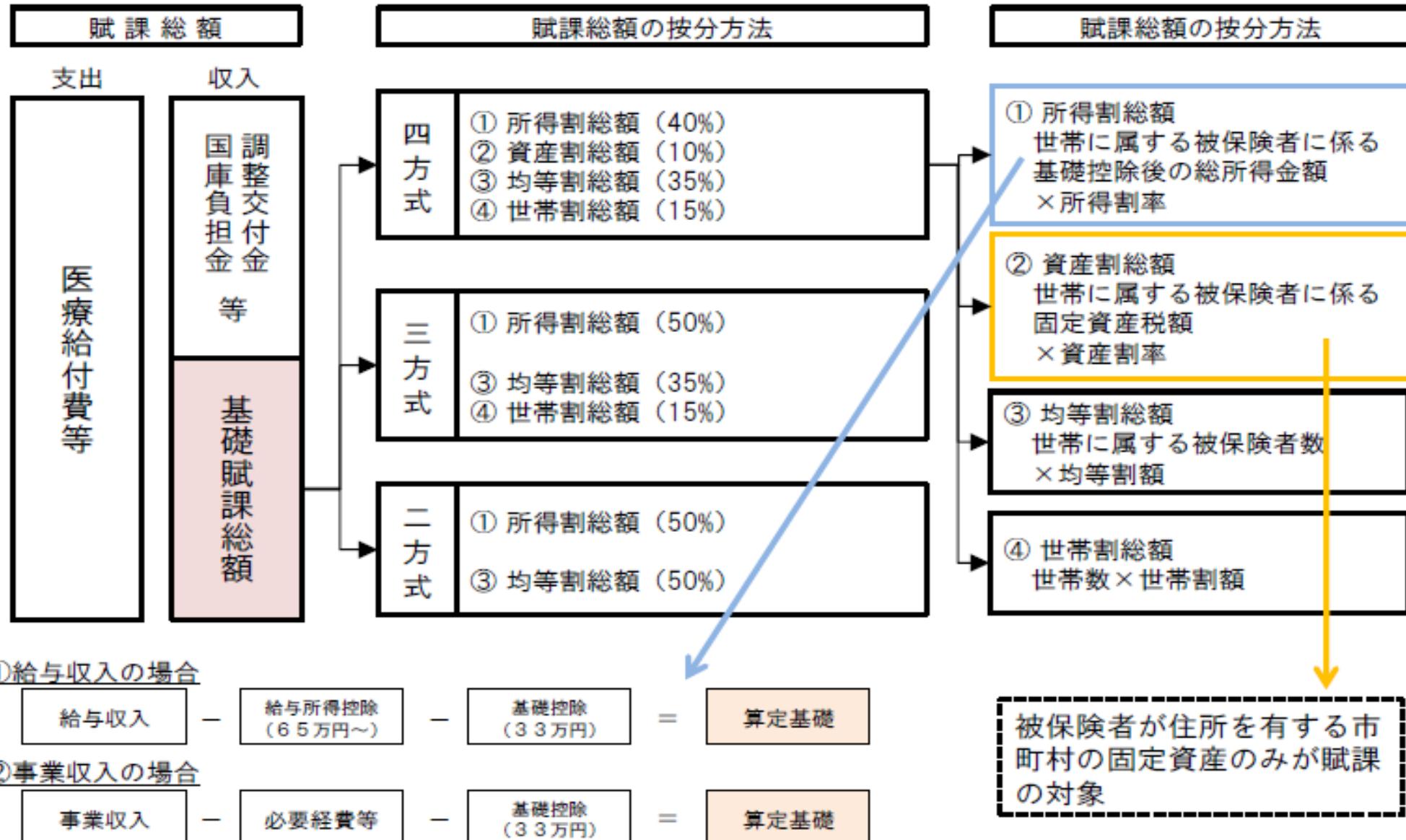
目 次

| | |
|-------------------------|----------|
| 1. 社会保障制度における資産の取扱い | 2 |
| 2. 低所得者対策の規模 | 9 |
| 3. 社会保障制度における物価スライド等の一覧 | 13 |
| 4. 世帯類型別、ライフステージ別の低所得者 | 17 |
| 5. 社会保障・税番号制度 | 22 |
| (その他) | |
| 6. 生活保護制度と最低賃金制度の関係について | 32 |

1. 社会保障制度における資産の取扱い

- ・ 低所得者のうち、一定の資産を有している者の割合

国民健康保険料（税）賦課基準



国民健康保険料(税)徴収における「資産割額」について

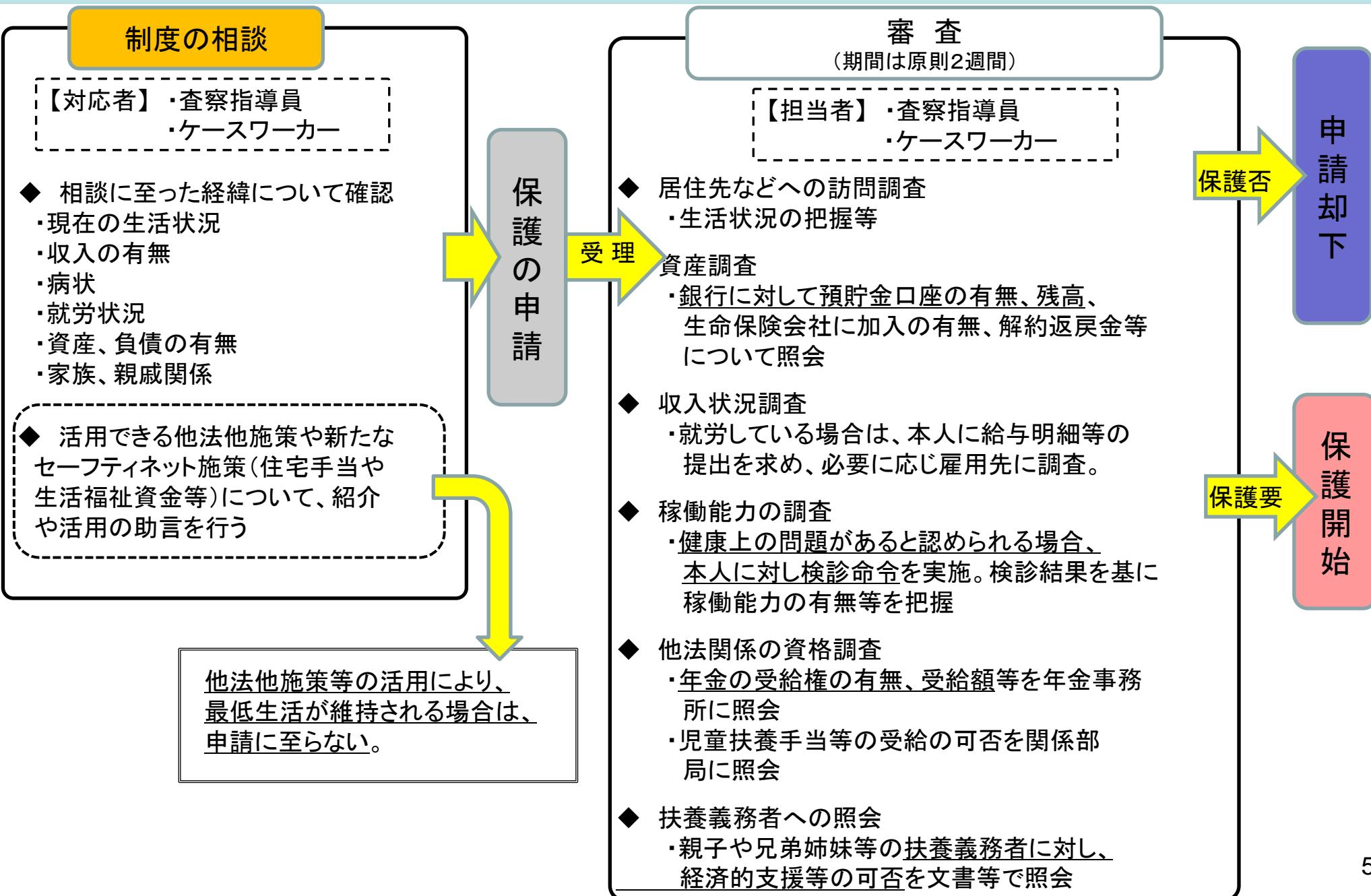
- 国民健康保険料(税)(基礎課税分、後期高齢者支援金等課税額および介護納付金課税額)の資産割額は、応能原則における所得割の補完的な役割を果たすものとして設けられている。
- 一般に農山漁村等においてその必要性が認められているが、大都市等においては全く資産割を賦課しない三方式、二方式によるものが多数を占めている。

保険料(税)賦課方式別保険者数(平成22年度)

| 賦課方式 | 市町村(1686保険者) | | | |
|------|--------------|-----------------|--------|-------|
| | 5万人未満 | 5万人以上 10万人未満 | 10万人以上 | 計 |
| 四方式 | 1,157 | 25 | 5 | 1,187 |
| 三方式 | 368 | 40 | 41 | 449 |
| 二方式 | 18 | 15 | 17 | 50 |

※ 不均一賦課保険者(37保険者)を除く。

生活保護の事務手続の流れ



生活保護の要件等について

基本的な考え方

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

資産の活用

・土地・家屋は、原則売却

(ただし、現に居住の用に供されているものについては、処分価値が著しく大きいものを除き、保有を容認)

・自動車については、原則売却

(ただし、障害者や公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等が通勤、通院、通所及び通学のため必要とする場合は、保有を容認)

・預貯金は、原則収入認定

(ただし、保護開始時に保有する金銭のうち、最低生活費の5割は保有を容認)

・年金、児童扶養手当等

本人が手続をすれば受給できる給付等は活用することが必要

能力の活用

稼働能力を活用しているか否かについては、①稼働能力を有するか否か、②その稼働能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、の3つの要素により判断。

現実に稼働能力があり、本人の有している資格、生活歴、職歴等から適切と判断され得る職場があるにもかかわらず、働く意思がない者は要件を欠くと判断するが、稼働能力も働く意思もあり、求職活動を行っているが現実に働く場がない者については要件を満たしているものと判断。

扶養の優先

福祉事務所は、民法に定める扶養義務者（三親等以内の直系血族、兄弟姉妹等）について扶養の可能性を調査。特に、親子等に対して実地調査も行うなど重点的に実施。扶養義務者からの仕送り等があればこれを収入認定する。

求職者支援制度における職業訓練受講給付金について

1. 額

- ・給付金支給単位期間(※)ごとに10万円
ただし、日数が28日未満の給付金支給単位期間については、3,580円×日数
- ・あわせて交通費(所定の額)も支給
※ 「支給単位期間」とは、訓練の開始日から1か月ごとに区切った期間

2. 要件

給付金支給単位期間について、

- ① 収入が8万円以下であること
- ② 世帯(※)の収入が25万円以下であること
- ③ 世帯の金融資産が300万円以下であること
- ④ 現に居住する土地・建物以外に土地・建物を所有していないこと
- ⑤ 訓練の全ての実施日に訓練を受講していること
(やむを得ない理由により受講しなかった実施日がある場合にあっては、8割以上)
- ⑥ 世帯に他に当該給付金を受給し、訓練を受講している者がいないこと
- ⑦ 過去3年以内に失業等給付等の不正受給をしていないこと

※世帯=同居の又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母

3. 手続等

- ・ハローワークで個別に就職支援計画を作成し、就職支援を行う(必要に応じて個別担当者制)
- ・月に1回ハローワークに来所し、前月の訓練の出席状況等を確認して、給付金を支給
- ・ハローワークに来所しない場合は、以後不支給
- ・不正受給について、不正受給額(3倍額まで)の納付・返還のペナルティ

貯蓄現在高と年収階級の世帯分布

- 世帯の貯蓄現在高と年収は、概ね相関が見られるが、低収入でありながら、貯蓄が1000万円を超える世帯も一部にみられる。(総務省「家計調査」(2011年)での2人以上世帯)

(10万分比)

| 貯蓄現在高 | 総数 | 100万円未満 | 100～400万円 | 400～700万円 | 700～1000万円 | 1000～2000万円 | 2000～4000万円 | 4000万円以上 | 各年収階級に占める4000万円以上世帯 |
|------------|---------|---------|-----------|-----------|------------|-------------|-------------|----------|---------------------|
| 年収階級別 | 100,000 | 11,245 | 16,631 | 13,623 | 10,539 | 20,709 | 17,102 | 10,151 | 10.2% |
| ～200万円未満 | 2,849 | 903 | 653 | 278 | 306 | 387 | 278 | 45 | 1.6% |
| 200～300万円 | 10,668 | 2,144 | 2,171 | 1,378 | 1,113 | 2,038 | 1,272 | 552 | 5.2% |
| 300～400万円 | 18,227 | 2,387 | 3,108 | 2,462 | 1,776 | 3,429 | 3,464 | 1,600 | 8.8% |
| 400～600万円 | 28,865 | 3,862 | 5,660 | 4,186 | 3,081 | 5,041 | 4,365 | 2,667 | 9.2% |
| 600～800万円 | 17,582 | 1,348 | 3,143 | 2,926 | 2,054 | 4,076 | 2,616 | 1,420 | 8.1% |
| 800～1000万円 | 10,046 | 386 | 1,267 | 1,376 | 1,276 | 2,597 | 2,040 | 1,104 | 11.0% |
| 1000万円以上 | 11,764 | 216 | 628 | 1,014 | 933 | 3,138 | 3,065 | 2,764 | 23.5% |

(参考:世帯主の年齢階級別)

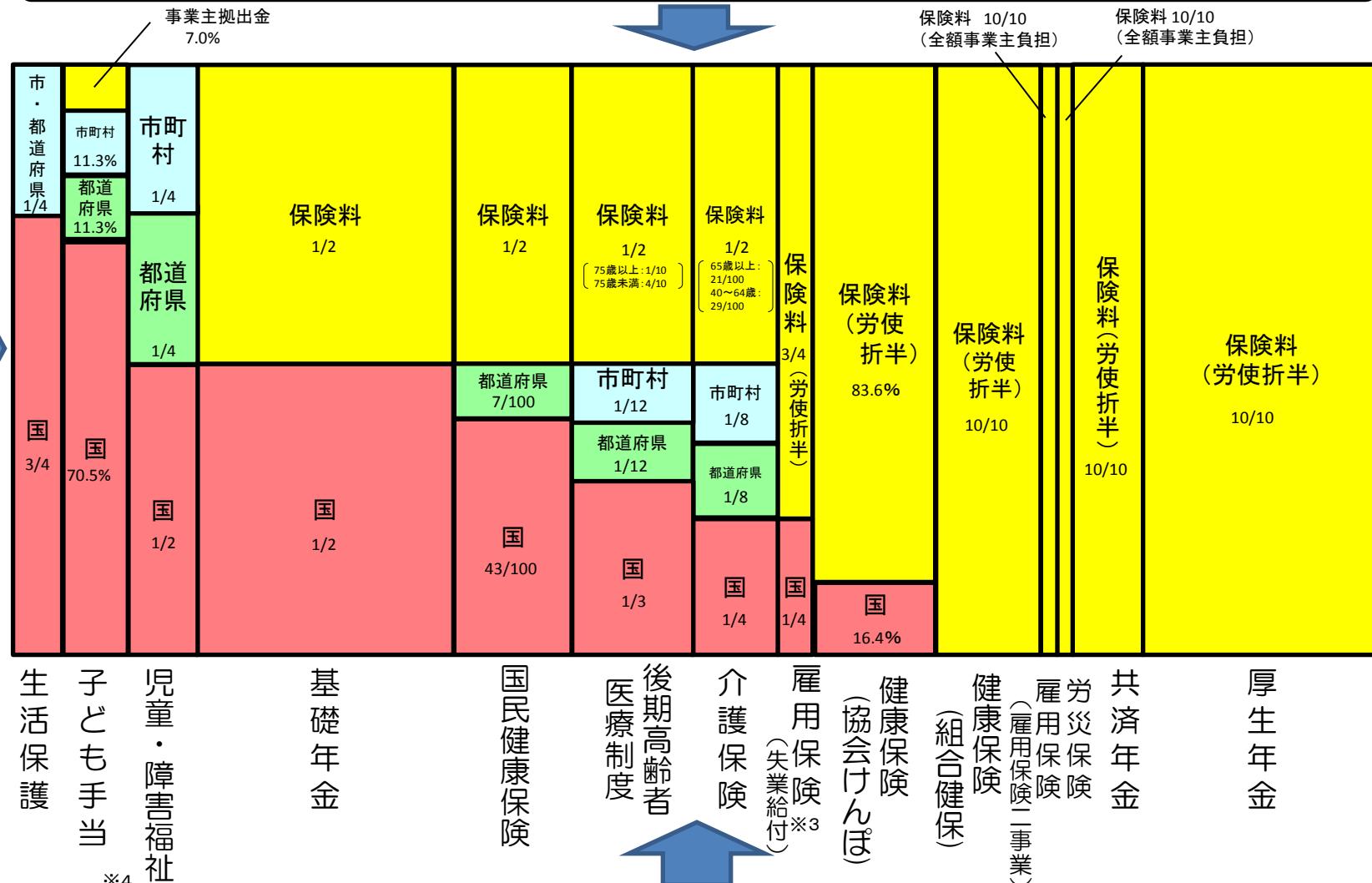
| | 総数 | 100万円未満 | 100～400万円 | 400～700万円 | 700～1000万円 | 1000～2000万円 | 2000～4000万円 | 4000万円以上 |
|--------|--------|---------|-----------|-----------|------------|-------------|-------------|----------|
| ～29歳 | 2,116 | 769 | 901 | 270 | 42 | 116 | 16 | 2 |
| 30～39歳 | 13,999 | 2,768 | 4,459 | 2,943 | 1,638 | 1,606 | 452 | 134 |
| 40～49歳 | 18,179 | 2,276 | 3,852 | 3,314 | 2,060 | 4,063 | 1,835 | 780 |
| 50～59歳 | 18,725 | 2,116 | 2,661 | 2,357 | 2,095 | 4,527 | 3,514 | 1,455 |
| 60～69歳 | 24,167 | 1,603 | 2,518 | 2,170 | 2,390 | 5,264 | 5,949 | 4,272 |
| 70歳～ | 22,814 | 1,713 | 2,241 | 2,570 | 2,313 | 5,133 | 5,337 | 3,508 |

2. 低所得者対策の規模

- ・ 共助の仕組みである社会保険が、公費によって
どれぐらい保険料が減免されているか。

社会保障財源の全体像(イメージ)

保険料 60.6兆円 ※1,2



※1 保険料、国庫、地方負担の額は平成24年当初予算ベース

※2 保険料は事業主拠出金を含む。※3 雇用保険(失業給付)については、当分の間、国庫負担額(1/4)の55%に相当する額を負担。

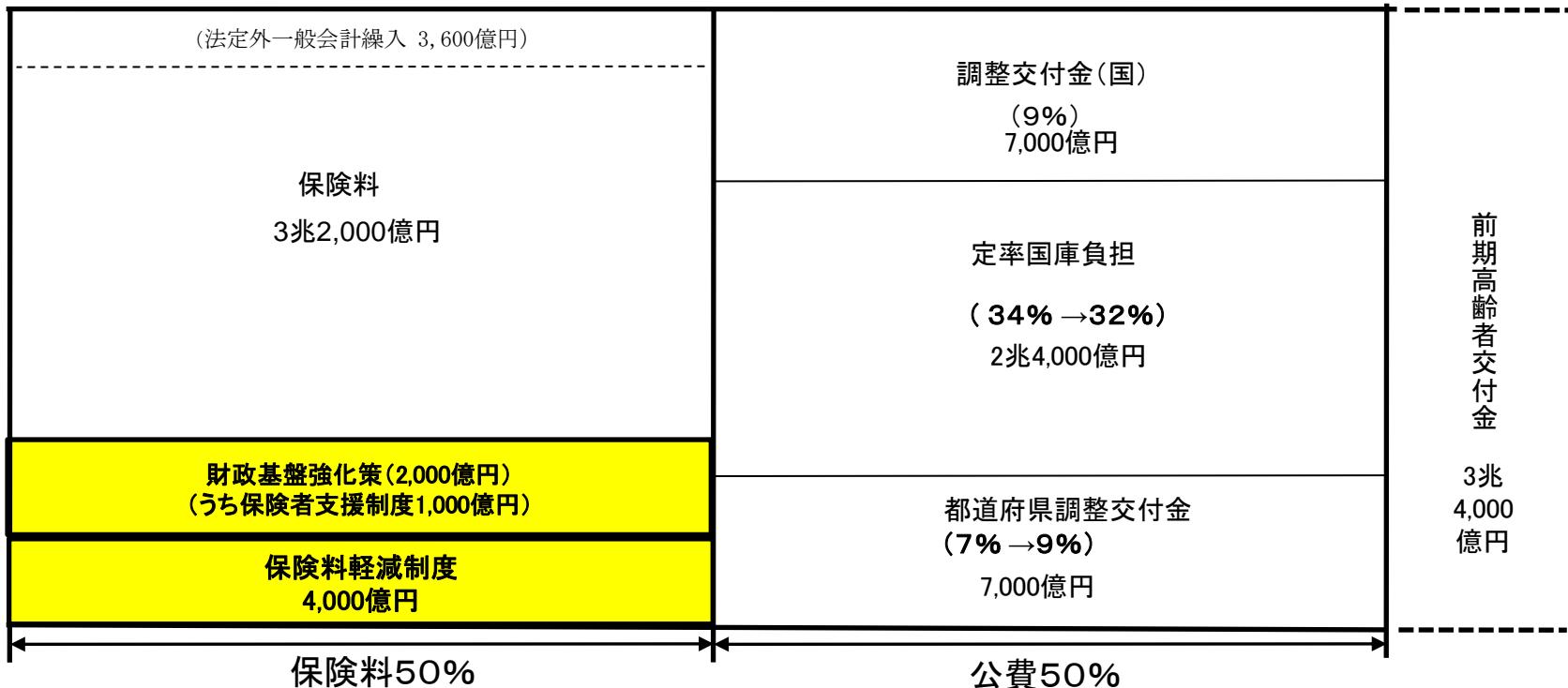
※4 児童・障害福祉のうち、児童入所施設の措置費は負担割合は、原則として、国1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2となっている。

国保財政における保険料軽減

国保では、公費により、低所得者に対する保険料軽減を行うとともに、保険料の軽減対象者数に応じた保険者への財政支援を行っている。

国保財政のイメージ

医療給付費等総額: 約11兆1,000億円
(24年度予算)



低所得者対策の費用・範囲について

(注) 数値については、上2桁を四捨五入した概数

| | | 総額(A) | 軽減額(B) | B/A | 制度対象者(C) | 軽減対象者(D) | D/C | |
|------|----|-------------------|---------------|----------------|----------|---------------|---------------|------|
| 保険料 | 医療 | ※12 陰国民健康保険料(H22) | 3.3兆円 ※1 | 3,400億円 | 約10% | 2,100万世帯 | 900万世帯 | 約40% |
| | | 医療後期高齢者(H23) | 1.2兆円 ※1 | 2,800億円 ※11 | 約20% | 1,450万人 | 850万人 ※11 | 約60% |
| 自己負担 | 医療 | 計(高額療養費)(H21) | 1.8兆円 ※2 | 5,200億円 ※3 | 約30% | 670万人 ※10 | 210万人 ※13 | 約30% |
| | | 高額介護サービス(H22) | 1,300億円 ※2 | 1,200億円 ※4 | 92% | 1,200万件 ※7 | 1,100万件 ※7 | 92% |
| | 介護 | 特定介護入所者(ビス)(H22) | — | 2,700億円 ※4 | — | — | 1,200万件 ※7 | — |
| | | 等介護給付費 | 1,110億円 ※5 | 1,000億円 ※6 | 90% | 66万人 ※8 | 57万人 ※9 | 73% |

※1 軽減措置がない場合の本来の保険料総額

※2 低所得者以外の者も含めた支給総額

※3 低所得者に対して支給された額の粗い推計

※4 低所得者に対する支給額

※5 障害福祉サービスに係る総費用月額

※6 ※5のうち、利用者負担軽減措置適用者に係る費用月額

※7 支給件数(年間)

※8 障害福祉サービスの利用者数

※9 ※8のうち、利用者負担軽減措置適用者の利用者数

※10 医療保険全体において1年間で高額医療費を受給した人数の粗い推計

※11 低所得者以外も対象となりうる9割軽減を含む

※12 国民健康保険料(税)は介護納付均分を含めない。

※13 低所得者のうち1年間で高額医療費を受給した人数の粗い推計

(出典)平成22年度国民健康保険実態調査

平成23年度後期高齢者医療制度被保険者実態調査報告

平成22年度介護保険事業状況報告(年報)

平成24年3月国保連請求システムデータ

3. 社会保障制度における物価スライド等の一覧

物価の変動等に伴い改定することとなる各種制度

【物価の変動等を勘案して設定】

○公的年金

- ・ 前年(1~12月)の消費者物価指数の変動に応じ、翌年4月から改定。また、平成17年4月から、マクロ経済スライドを導入(物価賃金の下落傾向が続いていることに加え、特例水準の年金が支払われているため、マクロ経済スライドは発動していない)。なお、新規裁定者(68歳に到達する前の者)については、名目手取り賃金変動率により改定。

○児童扶養手当　○特別児童扶養手当等　○被爆者援護法関係手当　など

- ・ 前年(1月~12月)の消費者物価指数の変動に応じ、翌年4月から改定を行う。

【賃金水準の変動を勘案して設定】

○労災年金給付等

- ・ 算定事由発生日(被災日)の属する年度の平均給与額(「毎月勤労統計調査」による全産業の規模5人以上の事業所に雇用される常用労働者の平均給与額)と、支給年度の前年度の平均給与額を比較して改定率を設定。

○労災休業(補償)給付

- ・ 被災労働者が使用されている事業場が属する産業の平均給与額(「毎月勤労統計調査」における産業別の「毎月きまって支給する給与」の労働者1人当たり平均額)が、傷病の発生した四半期における平均給与額の10%を超えて上下した場合に、その率に応じてスライドが行われる。給付額の改定は、平均給与額が10%を超えて上下した四半期の次の次の四半期から。

○雇用保険の基本手当(失業給付)

- ・ 雇用保険の基本手当(失業給付)の日額の算定の基礎となる賃金日額の範囲等(最高額及び最低額)については、年度の平均給与額(「毎月勤労統計調査」における全産業の「毎月きまって支給する給与」の労働者1人当たりの給与の平均額)が前年度の平均給与額と比べて上昇、又は低下した比率に応じて、翌年度の8月1日から変更されている。

【民間最終消費支出の伸び等を勘案して設定】

○生活扶助基準

- ・ 政府経済見通しの民間最終消費支出の伸びを基礎とし、国民の消費動向や社会経済情勢を総合的に勘案して決定(水準均衡方式)

物価の変動等とは直接連動しない各種制度

【生活保護に係る施策との整合性に配慮】

○地域別最低賃金

- ・労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護との整合性に配慮し決定されることになっている。

・最低賃金法(抄)

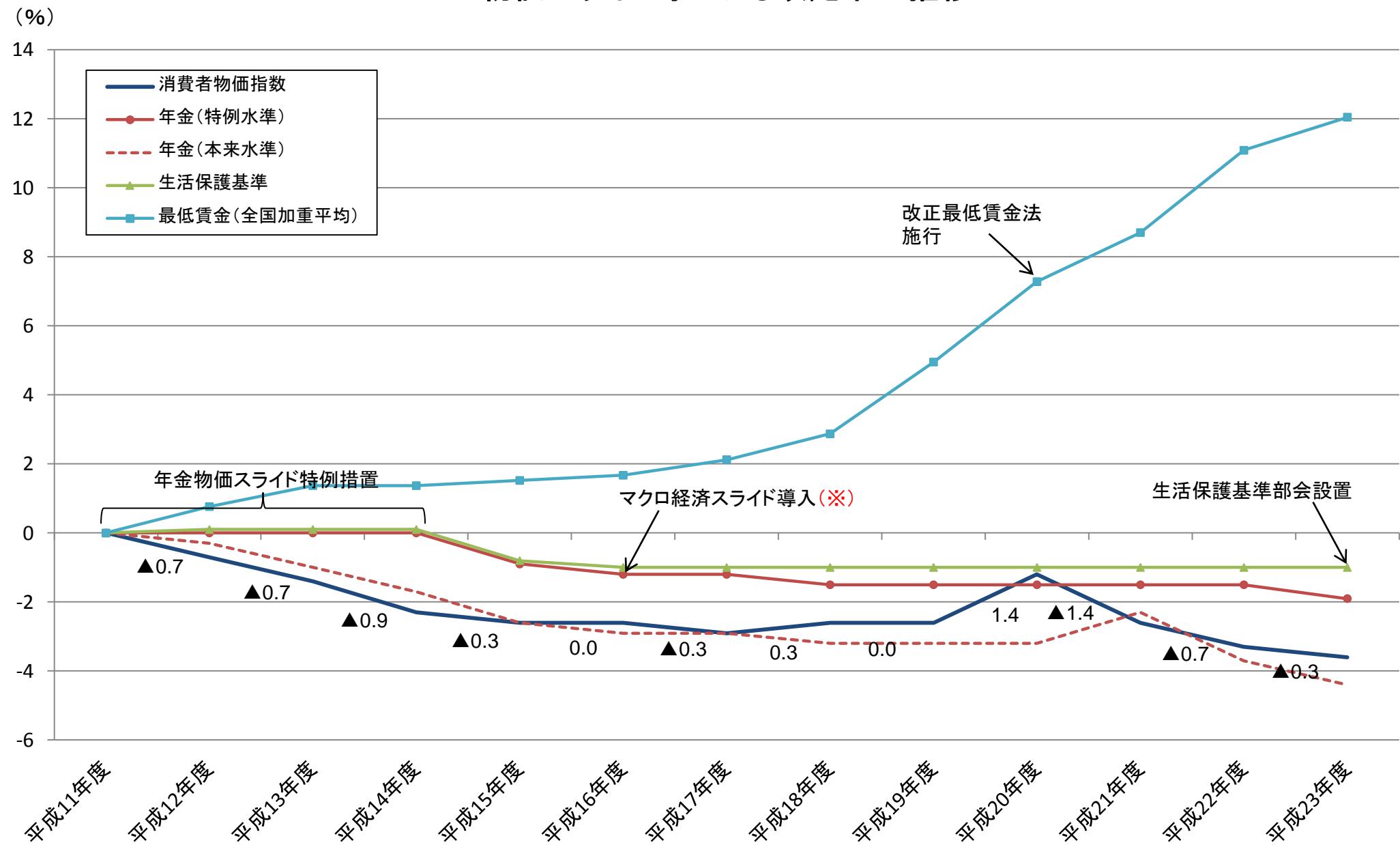
(地域別最低賃金の原則)

第九条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金(一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。)は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。

3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たつては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

物価スライド等による改定率の推移



(注)消費者物価指数の変化率は、前年比(暦年)による。

グラフは、平成11年度を基点として、改定率を足し引きしたもの。マクロ経済スライドは発動していない。

(※)物価賃金の下落傾向が続いていることに加え、特例水準の年金が支払われているため、

4. 世帯類型別、ライフステージ別の低所得者

○住民税非課税限度額と課税最低限

(給与所得者)

(単位:千円)

| 区分 | 均等割 | 所得割 | | (参考)所得税 |
|-------|---|--------|------------------|------------------|
| | 非課税限度額 | 非課税限度額 | 課税最低限 | 課税最低限 |
| 独身 | 1,000 (1級地) 965 (2級地) 930 (3級地) | 1,000 | 1,088 | 1,144 |
| 夫婦 | 1,560 (1級地) 1,469 (2級地) 1,378 (3級地) | 1,700 | 1,455 | 1,566 |
| 夫婦子1人 | 2,057 (1級地) 1,877 (2級地) 1,680 (3級地) | 2,214 | 1,950 (1,455) | 2,200 (1,565) |
| 夫婦子2人 | 2,557 (1級地) 2,327 (2級地) 2,097 (3級地) | 2,714 | 2,700 (1,950) | 3,250 (2,200) |

- (注)
- 1 均等割の非課税限度額については、生活保護基準の級地区分ごとに異なる。
 - 2 所得割については、課税最低限又は非課税限度額のうち、大きい方(網掛け)が適用となる。
 - 3 夫婦子1人の場合は子どもは16歳未満の子に該当し、夫婦子2人の場合は、子供のうち1人については16歳未満の子、もう1人については16歳以上19歳未満の子に該当するものとしている。
 - 4 課税最低限の欄中、下段の括弧内の数字は、平成22年度改正により、16歳未満の子に係る年少扶養控除の廃止、16歳以上19才未満の子に係る特定扶養控除の縮減が行われた結果(平成24年度から適用、所得税は平成23年分から適用)

(公的年金等受給者)

(単位:千円)

| 区分 | 均等割 | 所得割 | | (参考)所得税 |
|----|--------|---|-------|---------|
| | 非課税限度額 | 非課税限度額 | 課税最低限 | 課税最低限 |
| 独身 | 65歳以上 | 1,550 (1級地) 1,515 (2級地) 1,480 (3級地) | 1,550 | 1,571 |
| | 65歳未満 | 1,050 (1級地) 1,015 (2級地) 980 (3級地) | 1,050 | 1,071 |
| 夫婦 | 65歳以上 | 2,110 (1級地) 2,019 (2級地) 1,928 (3級地) | 2,220 | 1,946 |
| | 65歳未満 | 1,713 (1級地) 1,592 (2級地) 1,470 (3級地) | 1,860 | 1,494 |

- (注)
- 1 均等割の非課税限度額については、生活保護基準の級地区分ごとに異なる。
 - 2 所得割については、課税最低限又は非課税限度額のうち、大きい方(網掛け)が適用となる。

日本の総人口 約1億2,800万人※1

65歳以上 約2,900万人※1

65歳未満 約9,900万人※1

住民税世帯非課税の者
約3,100万人※2

単身世帯 479万人

ひとり親世帯
約百数十万人程度

就業者 約5,700万人
(うち非正規 約1,600万人)
完全失業者 約320万人
家事従事者 約1,100万人
学生及び未就学児 約2,400万人
その他 約330万人
(内数) 20歳未満 約2,300万人
(内数) 単身世帯 約1,125万人
(内数) 子育て世帯 約4,560万人※8

住民税世帯非課税の者 約3,100万人※2

65歳以上 約900万人※3

65歳未満 約2,200万人※4

低所得高齢者 約822万人
(生活保護対象者以外)

生活保護対象者

約209万人※5

低所得の65歳未満の者 約2,100万人

高齢者
約78万人※5

現役
約131万人※5

例えば、
○低所得の単身非正規労働者
約100～200万人程度 ※6
○低所得の非正規労働者世帯(夫婦)
○低所得子育て世帯約600万人程度 ※8

ひとり親世帯
約75万人程度
※7

※1 国勢調査(平成22年)

※2 総務省「平成22年度市町村課税状況等の調べ」等からの推計値。

※3 65歳以上の介護保険の第1～第3段階該当者(住民税世帯非課税者)(平成22年度末)。

※4 住民税非課税世帯の者全体から、※2の900万人を差し引いた推計値。

※5 全体数は福祉行政報告例(平成24年1月)。年齢構成は、介護保険の第1号保険料(65歳以上)の第1段階の対象者より推計。

※6 平成19年賃金構造基本調査より推計。

※7 児童扶養手当の受給者数は111万人(平成24年1月末)。そのうち67%が住民税非課税世帯と仮定。平成18年度の推計によれば、母子世帯の82%が児童扶養手当を受給していることにかんがみ、全体のひとり親世帯を粗く推計。

※8 厚生労働省「平成22年国民生活基礎調査」による児童のいる世帯数に、児童のいる世帯の平均児童数1.7を足し、一定の世帯規模を仮定の上、家庭における住民税世帯非課税割合13.1%を乗じて算出。

相対的貧困率の推移: 2007年から2010年

2011年12月20日「男女共同参画会議 基本問題・影響調査専門調査会 女性と経済WG」にて、
阿部彩(国立社会保障・人口問題研究所)提出資料より

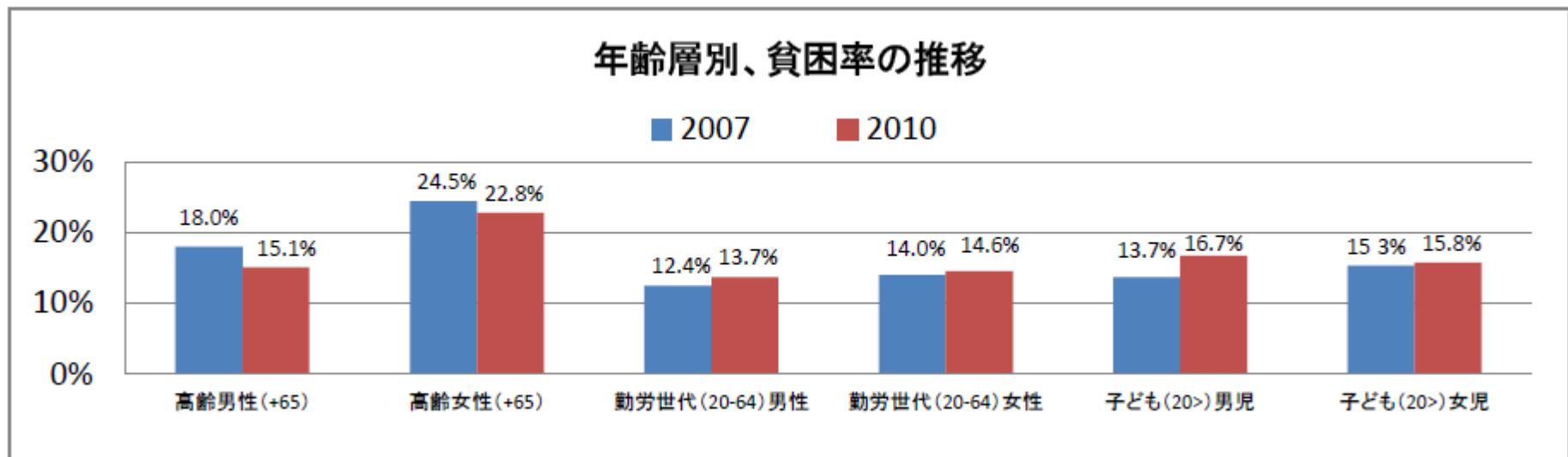
※ データ:厚生労働省「国民生活基礎調査」平成19年、22年

※ 統計法(平成19年法律第53号)第33条の規定に基づき、厚生労働省の許可を得て個表を二次利用したもの。

注:貧困率=等価世帯所得の中央値の50%未満の世帯所得の(各属性別の)個人の割合

等価世帯所得=世帯所得を世帯人数の平方根で除したもの

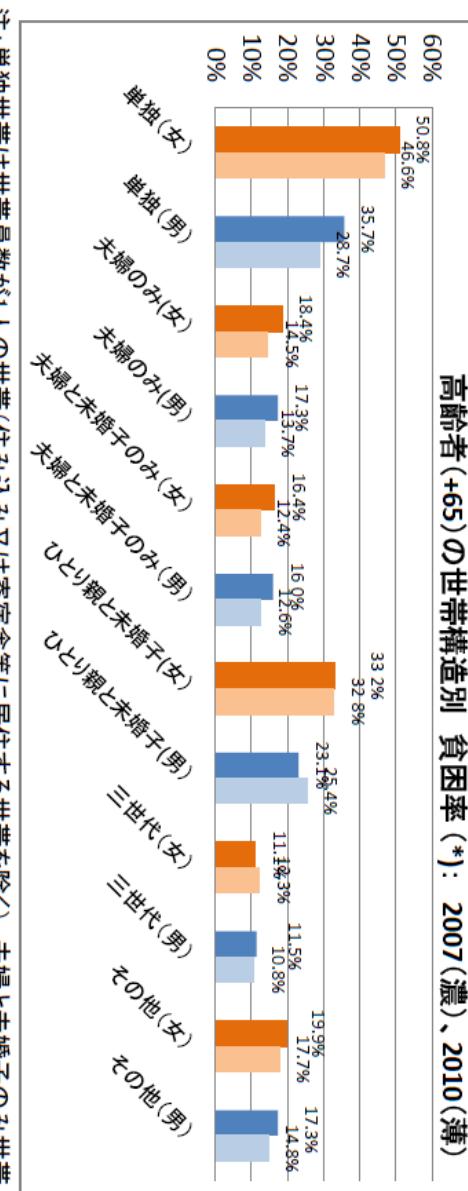
1. 年齢層別比較



高齢者の貧困率は男女ともに減少傾向にあるが、勤労世代と子どもの貧困率が若干上昇。

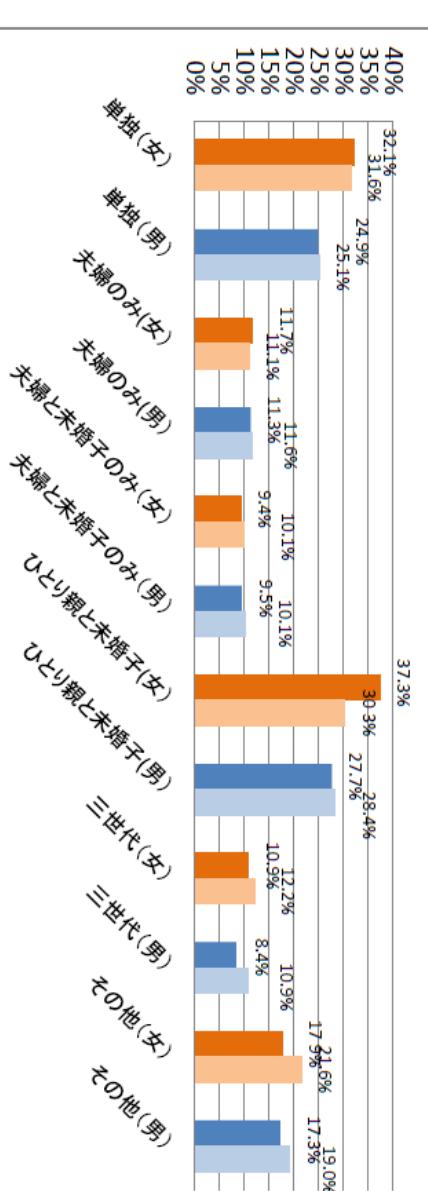
3. 世帯構造別

高齢者(+65)の世帯構造別 貧困率 (*): 2007(濃)、2010(薄)



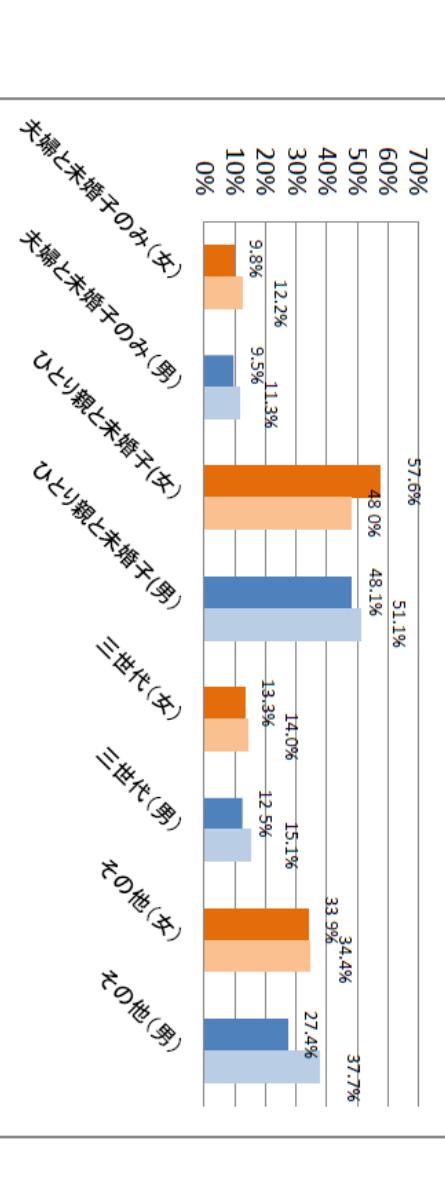
注: 単独世帯は世帯員数が1人の世帯(住み込み又は寄宿舎等に居住する世帯を除く)。夫婦と未婚子のみ世帯、ひとり親と未婚子世帯は、未婚子が成人している場合も含む(未成年の子がある世帯とは限らない)。
・高齢者の貧困率は概ね減少。特に、単独世帯、夫婦のみ世帯などで減少幅が大きかった。
・しかしながら、ひとり親と未婚子、三世代世帯では、横ばいもしくは増加の傾向。
・減少したと言っても、依然として、単独高齢者の貧困率は高く、女性で47%、男性で29%であった。

現役世代(20-64)の世帯構造別 貧困率: 2007(濃)、2010(薄)



現役世帯の貧困率は、単独、夫婦のみ、夫婦と未婚子のみ世帯では、概ね横ばい。
ひとり親と未婚子(子どもが成人している場合も含む)の貧困率は女性で減少。
三世代世帯、その他の世帯では、男女ともに上昇。

子ども(20歳未満)の世帯構造別 貧困率: 2007(濃)、2010(薄)



子どもの貧困率は、ひとり親と未婚子世帯(女性)以外は、上昇傾向。
しかし、ひとり親世帯と未婚子世帯の貧困率は依然として高く、女性で48%、男性で51%となっている。
ここで「ひとり親と未婚子世帯」には、成人した子どもがいる世帯を含むが、少なくとも1人の20歳未満の世帯員がいる世帯を指す。

5. 社会保障・税番号制度について

社会保障・税番号制度の導入に向けたロードマップ

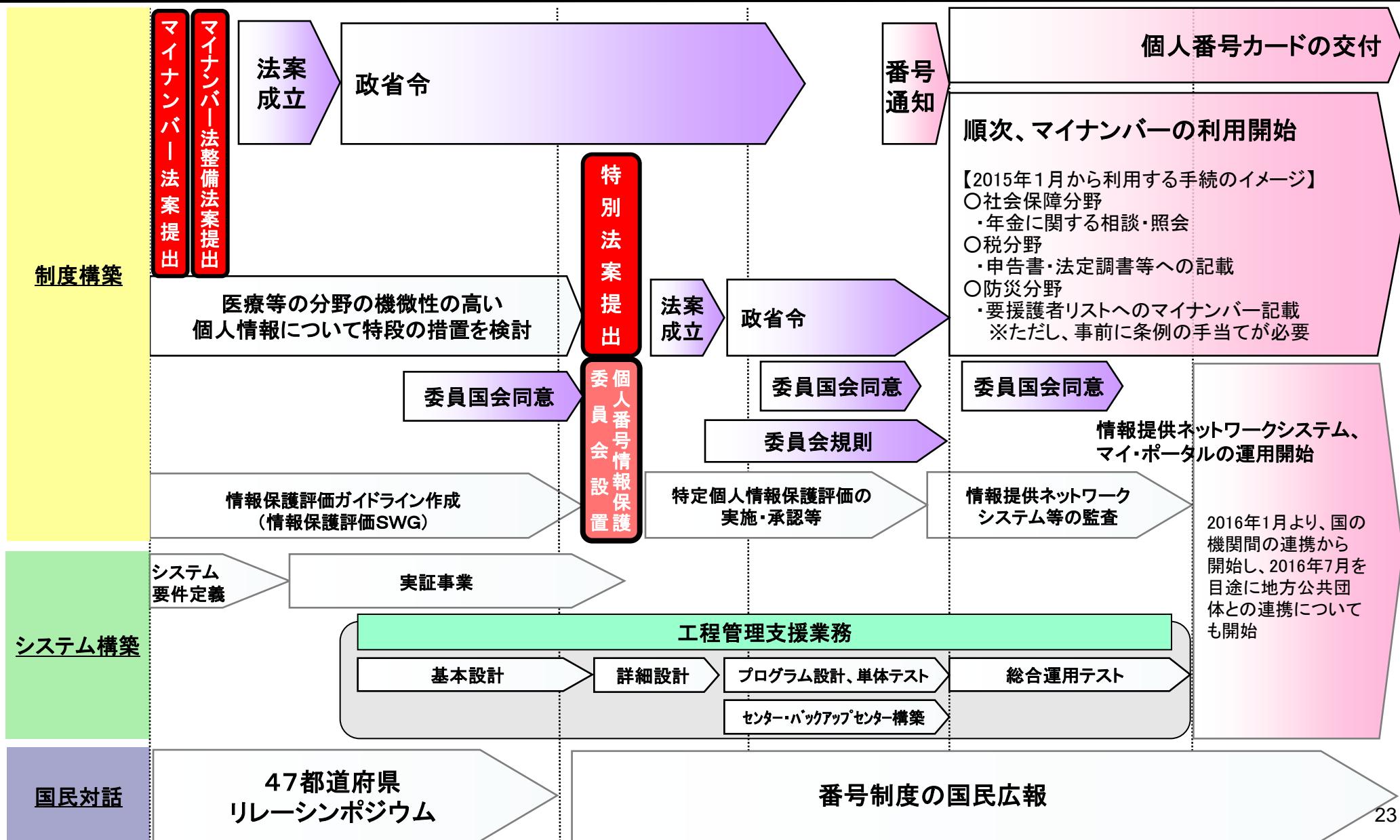
2012年

2013年

2014年

2015年

2016年



システム構築

国民対話

47都道府県
リレーシンポジウム

番号制度の国民広報

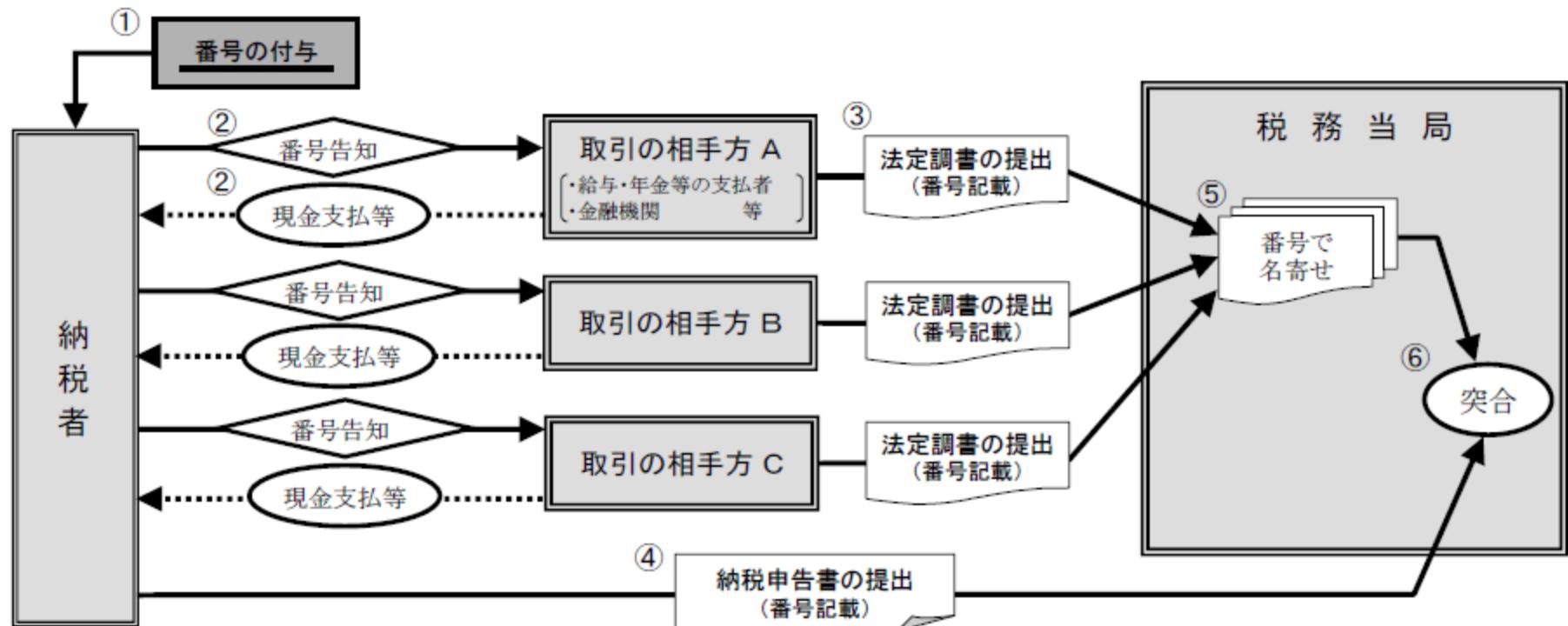
「番号制度」を税務面で利用する場合のイメージ

税務面における「番号制度」とは、国民一人一人に一つの番号を付与し、

- (1) 各種の取引に際して、納税者が取引の相手方に番号を「告知」すること
- (2) 取引の相手方が税務当局に提出する資料情報(法定調書)及び納税者が税務当局に提出する納税申告書に番号を「記載」すること

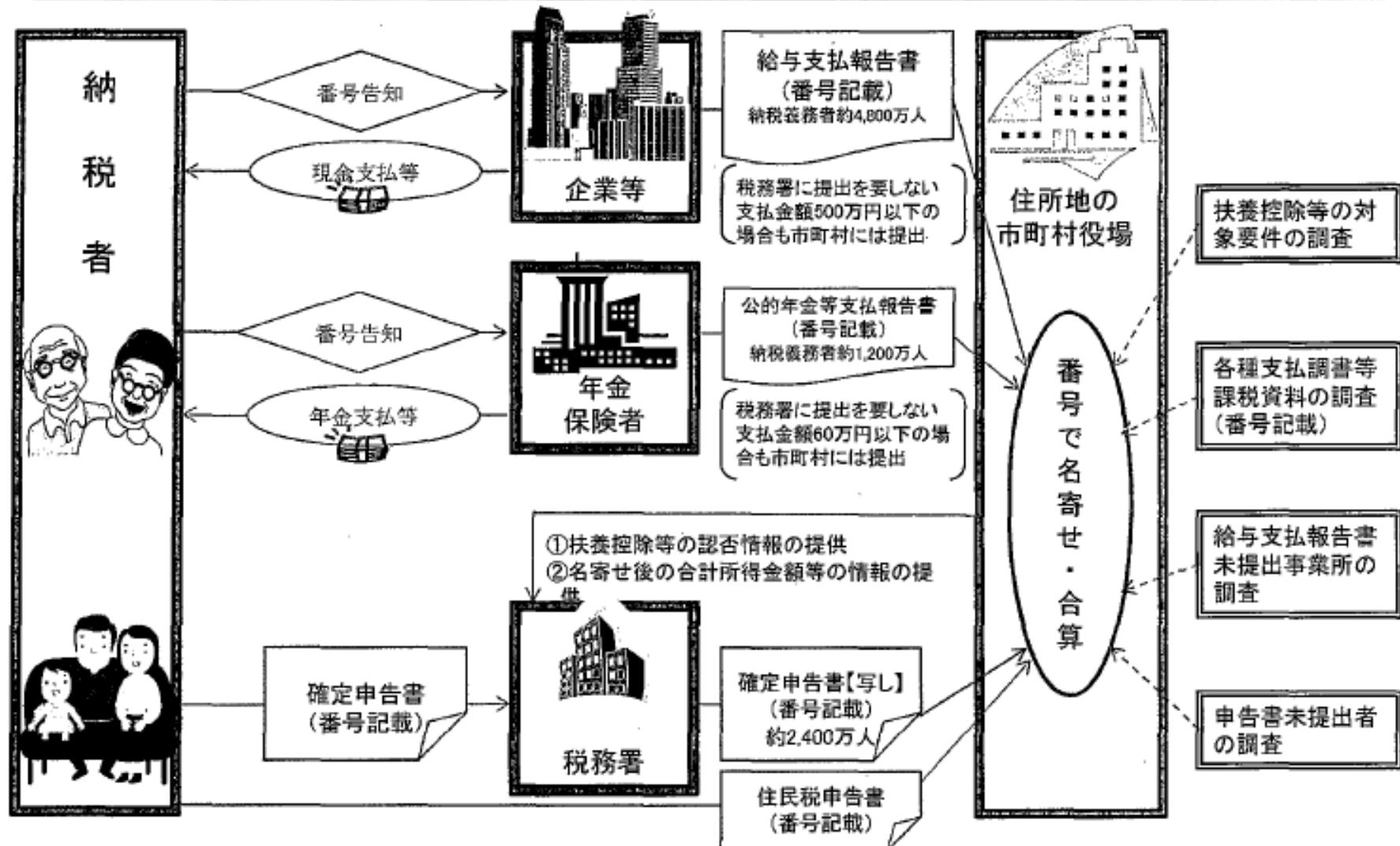
を求める仕組みである。

これにより、税務当局が、納税申告書の情報と、取引の相手方から提出される資料情報を、その番号をキーとして集中的に名寄せ・突合できるようになり、納税者の所得情報をより的確に把握することが可能となる。



「番号制度」を個人住民税で利用する場合のイメージ

地方税分野では、確定申告書や住民税申告書の情報、給与支払報告書等の資料情報や、市町村の有する住民情報等を、番号をキーとして名寄せ・突合でき、納税者の所得情報をより的確かつ効率的に把握することが可能となる。



※ 他の税目についても、番号制度導入により、納税義務者の現状把握が効率的に行えるようになることが期待。

平成24年3月12日マイナンバー法案についての都道府県・指定都市担当課長説明会 総務省自治税務局資料より

わが国の法定資料の種類

所得課税に関するもの

- I 利子等、配当、収益の分配等に関するもの
 - 1 利子等の支払調書（注1）
 - 2 国外公社債等の利子等の支払調書（注1）
 - 3 配当、剩余金の分配及び基金利息の支払調書
 - 4 国外投資信託等又は国外株式の配当等の支払調書
 - 5 投資信託又は特定受益証券発行信託収益の分配の支払調書
 - 6 オープン型証券投資信託収益の分配の支払調書
 - 7 配当等とみなす金額に関する支払調書
 - 8 名義人受領の利子所得の調書（注1）
 - 9 名義人受領の配当所得の調書
 - 10 上場証券投資信託等の償還金等の支払調書（注1）
 - 11 非課税口座年間取引報告書

II 不動産、株式等の譲渡の対価等に関するもの

- 12 不動産等の譲受けの対価の支払調書
- 13 株式等の譲渡の対価等の支払調書
- 14 交付金銭等の支払調書
- 15 信託受益権の譲渡の対価の支払調書
- 16 先物取引に関する支払調書
- 17 金地金等の譲渡の対価の支払調書
- 18 名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書
- 19 譲渡性預金の譲渡等に関する調書
- 20 特定新株予約権等・特定外国新株予約権の付与に関する調書
- 21 特定株式等・特定外国株式の異動状況に関する調書
- 22 新株予約権の行使に関する調書
- 23 株式無償割当てに関する調書
- 24 外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的利益に関する調書
- 25 特定振替国債等の譲渡対価の支払調書
- 26 特定口座年間取引報告書

III 給付補てん金、利益の分配、償還金、生命・損害保険契約等に関するもの

- 27 定期積金の給付補てん金等の支払調書（注1）
- 28 匿名組合契約等の利益の分配の支払調書
- 29 生命保険契約等の一時金の支払調書
- 30 生命保険契約等の年金の支払調書
- 31 損害保険契約等の満期返戻金等の支払調書
- 32 損害保険契約等の年金の支払調書
- 33 無記名割引債の償還金の支払調書
- 34 特定振替国債等の償還金等の支払調書

（注1）上記1、2、8、10、27の支払調書については、個人に支払う場合には税務署への提出は要しない。

（注2）平成24年度税制改正後。

IV 報酬等、使用料等、給与、退職金、公的年金等に関するもの

- 35 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
- 36 保険代理報酬の支払調書
- 37 不動産の使用料等の支払調書
- 38 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書
- 39 給与所得の源泉徴収票（住民税：給与支払報告書）
- 40 退職所得の源泉徴収票（住民税：退職所得の特別徴収票）
- 41 公的年金等の源泉徴収票（住民税：公的年金等支払報告書）

V 非居住者等に関するもの

- 42 非居住者等に支払われる組合契約に基づく利益の支払調書
- 43 非居住者等に支払われる人的役務提供事業の対価の支払調書
- 44 非居住者等に支払われる不動産の使用料等の支払調書
- 45 非居住者等に支払われる借入金の利子の支払調書
- 46 非居住者等に支払われる工業所有権の使用料等の支払調書
- 47 非居住者等に支払われる機械等の使用料の支払調書
- 48 非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書
- 49 非居住者等に支払われる不動産の譲受けの対価の支払調書

VI その他

- 50 信託の計算書
- 51 有限責任事業組合等に係る組合員所得に関する計算書

資産課税に関するもの

- 52 生命保険金・共済金受取人別支払調書
- 53 損害（死亡）保険金・共済金受取人別支払調書
- 54 退職手当金等受給者別支払調書
- 55 信託に関する受益者別（委託者別）調書

その他

- 56 国外送金等調書
- 57 国外財産調書

主要国における法定資料制度の概要（個人）

(2012年4月現在)

| | | 日本 | アメリカ | イギリス ^(注3) | フランス |
|------|--|----|---------------|----------------------|---------------|
| フローリ | 金融所得 ・利子 | × | ○ (源泉分離課税) | ○ | ○ |
| | ・配当 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | ・株式譲渡 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ストック | 事業所得 給与所得 不動産譲渡 国内送金、預金の入出金 海外送金 | × | × | × | × |
| | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | × | ○ | × | × |
| | | ○ | ○ | × | × |
| | | ○ | ○ | × | × |
| | | | | | (但し、記録保存義務あり) |
| ストック | 金融資産 ^(注1) ・預貯金口座開設 | × | × | × | ○ |
| | ・株式保有 | × | × | ○ | × |
| | 不動産 | × | × | × | × |
| | 貴金属 | × | × | × | × |
| | 海外資産 ^(注2) | ○ | ○ | ○ | ○ |

(備考) 1. 「法定資料」とは、基本的に金銭等の支払を行う第三者が取引の内容・支払金額等を記載して、税務当局に提出することが義務付けられている資料をいう。
2. 上記資料情報の有無は、主なものについて記載しており、一定の提出省略基準があることに留意。

(注) 1. ストックの金融資産については、基本的にマネロン対策のための法律に基づき、口座開設時に本人確認及び同記録保存義務が金融機関に課されており、その情報を税務当局も利用することができる。また、各國とも、口座残高情報については法定資料の対象外。
2. 海外資産に関する資料は原則として納税者本人が提出。日本においては合計5千万円超の国外財産を有する者（国外財産調査制度（平成24年度改正））、アメリカにおいては一定金額以上の外国金融口座を有する者、フランスにおいては外国金融口座・外国生命保険契約を有する者が対象。
3. イギリスにおいては、法定資料の提出義務者は、税務当局の求めに応じて、法定資料を提出しなければならない。
4. ドイツにおいては、番号制度（税務番号）が2009年から導入されており、税務目的に利用されているところ。ただし、法定資料制度は原則として存在せず、これの代替的制度として、関係者の情報提供、官庁間の相互協力、裁判所及び連邦、自治体の諸官庁の課税情報の通知義務がある。また、マネーロンダリング法及び租税通則法上、預貯金口座開設及び株式保有に関し、記録保存義務がある。

| | | | | |
|------------------------|---------------------|---|-------------------|---|
| (参考) 税務面での「番号」利用の有無 | ×⇒○ ^(注1) | ○ | ○ ^(注2) | × |
|------------------------|---------------------|---|-------------------|---|

(注) 1. 社会保障・税番号制度を創設するための「番号法案」（通称：マイナンバー法案）が平成24年通常国会に提出されている（平成27年1月利用開始予定）。
2. イギリスにおいては、国民保険番号（National Insurance Number）が税務分野の一部で用いられている。

○マイナンバー法案でできるようになること（社会保障分野）

(1)行政事務の効率化

- 社会保障分野の事務実施主体が、サービス利用者からの添付書類によらずとも、所得情報や様々な現金給付の受給状況等を把握できるようになり、給付間の併給調整等を的確・効率的に行うことができる。

(2)手続の簡素化・利用者の負担軽減

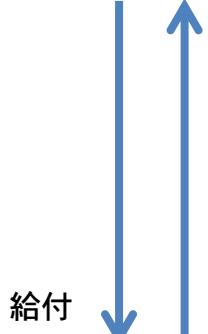
- 社会保障サービスの利用者からすれば、サービスの申請等にあたって、所得証明書等の書類の提出が不要になる。

現状



関係機関 A

社会保障の手続では、所得証明書などの添付書類を A から求められた場合、本人は B から取得した上で申請している。また、A と B の間で併給を禁止している場合などは、本人の申告に基づき給付の調整をしている。



今後



関係機関 A

番号制度導入後は、A と B の間で情報をやりとりすることで、添付書類の省略や給付の適正化が図れる。



関係機関 B

① 所得証明書等の添付省略

→国民年金保険料の免除、児童扶養手当の支給、高額療養費の決定 等

② 住民票の添付省略

→未支給年金の請求、児童扶養手当の支給申請、雇用保険における未支給の失業等給付の申請 等

③ 異なる制度間における給付調整の確実性の向上

→傷病手当金の支給申請者に関する障害厚生年金等の給付状況の確認 等

年金分野における活用例

今回のマイナンバー法案の対象としているもの

【所得証明書等の添付省略が可能となる手続の例】

- ・ 国民年金保険料の免除申請に関する手続
- ・ 老齢厚生年金・障害厚生年金の加給年金額の加算に関する手続
- ・ 遺族厚生年金等の裁定請求に関する手続

【住民票の添付省略が可能となる手続の例】

- ・ 未支給年金の請求に関する手続

【異なる制度間で給付調整等をより確実に行うことができる手続の例】

- ・ 各種年金支給申請者に関する共済年金の受給状況の確認
- ・ 老齢厚生年金申請者に関する雇用保険の受給状況の確認
- ・ 障害基礎年金の支給申請者に関する労災障害給付等の受給状況の確認
- ・ 国民年金保険料の免除申請者に関する生活保護の受給状況の確認
- ・ 企業年金連合会、国民年金基金連合会等と日本年金機構の間における年金給付状況の確認

福祉分野における活用例

今回のマイナンバー法案の対象としているもの

【所得証明書等の添付省略が可能となる手続の例】

- ・ 児童扶養手当の支給申請に関する手続
- ・ 特別児童扶養手当の支給申請に関する手続
- ・ 養護老人ホームに入所する際の利用者負担の決定に関する手続

【住民票の添付省略が可能となる手続の例】

- ・ 児童扶養手当の支給申請に関する手続
- ・ 社会福祉施設等の入所に関する手続
- ・ 母子寡婦福祉資金貸付金の貸付申請に関する手続
- ・ 特別児童扶養手当の支給申請に関する手続

【異なる制度間で給付調整等をより確実に行うことができる手続の例】

- ・ 児童扶養手当申請者に関する公的年金の受給状況の確認
- ・ 生活保護の各種扶助支給申請者に関する他制度給付状況(各種公的年金、雇用保険給付、児童扶養手当等)の確認

医療・介護分野における活用例

今回のマイナンバー法案の対象としているもの

【所得証明書等の添付省略が可能となる手続の例】

- ・高額療養費等の決定、高額医療・高額介護合算制度に関する手続

【異なる制度間で給付調整等をより確実に行うことができる手続の例】

- ・高額医療・高額介護合算制度における保険者等の関係機関間での給付状況の把握
- ・傷病手当金の支給申請者に関する障害厚生年金等の給付状況の確認

医療等の分野における個別法等の検討を踏まえ今後検討を行うもの

【医療機関における保険資格の確認】

医療機関におけるオンラインでの医療保険資格の確認により、レセプトへの資格情報の転記ミスや保険者の異動情報が確認できること等により生じている医療費の過誤調整事務の軽減。

【医療・介護等のサービスの質の向上等に資するもの】

- ① 転居した場合であっても、継続的に健診情報・予防接種履歴が確認できるようになる。
- ② 行政機関において、乳幼児健診履歴等について、継続的に把握できるようになり、児童虐待等の早期発見に資する。
- ③ 難病等の医学研究等において、継続的で正しいデータの蓄積が可能となる。
- ④ 地域がん登録等において患者の予後の追跡が容易となる。
- ⑤ 介護保険の被保険者が市町村を異動した場合において異動元での認定状況、介護情報の閲覧が可能となる。
- ⑥ 医療機関と行政機関等との情報連携を進めることにより、各種行政手続等において本人に求めている診断書の添付が不要となる。
- ⑦ 保険証機能を券面に「番号」を記載した1枚のICカードに一元化し、ICカードの提示により、年金手帳、医療保険証、介護保険証等を提示したものとみなすこととすることで、利用者の利便性の向上を図ることができる。

労働分野・その他の分野における活用例

【労働分野】

今回のマイナンバー法案の対象としているもの

【住民票の添付省略が可能となる手続の例】

- ・雇用保険法による未支給の失業等給付、介護休業給付金の申請に関する手続

【異なる制度間で給付調整等をより確実に行うことができる手続の例】

- ・労災年金の支給申請者に関する各種年金給付の受給状況の確認
- ・雇用保険における傷病手当の支給申請者に関する健康保険における傷病手当金の受給状況の確認

【その他の分野（援護分野・社会保障全体）】

今回のマイナンバー法案の対象としているもの

【異なる制度間で給付調整等をより確実に行うことができる手続の例】

- ・援護年金の支給申請者に関する他法令による障害年金受給状況の確認
- ・中国残留邦人等への支援給付申請者に関する他制度給付状況（各種公的年金、雇用保険給付、児童扶養手当等）の確認

新たな制度について今後検討を行うもの

【よりきめ細かな社会保障給付の実現】

- ・社会保障の各制度単位ではなく家計全体をトータルに捉えて医療・介護・保育・障害に関する自己負担の合計額に上限を設定する「総合合算制度（仮称）」の導入

6. 生活保護制度と最低賃金制度

生活保護制度の概要

○ 生活保護制度の目的

- 最低生活の保障
⇒ 資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施
- 自立の助長

最低生活の保障

① 資産、能力等あらゆるものを活用することが保護の前提。また、扶養義務者による扶養などは、保護に優先される。

- ・不動産、自動車、預貯金等の資産
- ・稼働能力の活用
- ・年金、手当等の社会保障給付
- ・扶養義務者からの扶養 等



◇保護の開始時に調査

(預貯金、年金、手当等の受給の有無や可否、傷病の状況等を踏まえた就労の可否、扶養義務者の状況及び扶養能力等)

◇保護適用後にも届出を義務付け

② 支給される保護費の額

・厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給

最 低 生 活 費

年金・児童扶養手当等の収入



支給される保護費

収入としては、就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助等を認定。

預貯金、保険の払戻し金、不動産等の資産の売却収入等も認定するため、これらを消費した後に保護適用となる。

自立の助長

- ・ケースワーカーの月1回の家庭訪問等による就労指導
- ・福祉事務所とハローワークの連携強化
- ・福祉事務所への就労支援員の増配置

○ 生活扶助額の例 (平成24年4月~)

| | 東京都区部 | 地方郡部等 |
|--------------------|----------|----------|
| 標準3人世帯(33歳、29歳、4歳) | 172,170円 | 135,680円 |
| 高齢者単身世帯(68歳) | 80,820円 | 62,640円 |
| 高齢者夫婦世帯(68歳、65歳) | 121,940円 | 94,500円 |
| 母子世帯(30歳、4歳、2歳) | 192,900円 | 157,300円 |

注) 児童養育加算を含む。

最低賃金制度の概要

制度趣旨

- 最低賃金制度とは、国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者に対してその金額未満の賃金で労働者を雇用することを禁止する制度。
- パートタイム労働者を含むすべての労働者とその使用者に適用。
※ 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者、試用期間中の者、認定職業訓練を受ける者等は減額して適用。

最低賃金の種類

① 地域別最低賃金

- 各都道府県ごとに、産業や職種を問わず決定。

| | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 |
|-----------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 最低賃金額 (全国加重平均・時間額) | 665 | 668 | 673 | 687 | 703 | 713 | 730 | 737 |
| 前年比 | +1 | +3 | +5 | +14 | +16 | +10 | +17 | +7 |

② 特定(産業別)最低賃金

- 原則、都道府県内の特定の産業について決定。関係労使の申出により、労働条件の向上又は事業の公正競争の確保の観点から地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金が必要と認められたものについて設定。

※ 主な設定産業:電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、各種商品小売業、一般機械器具製造業、鉄鋼業等
(平成23年度は、設定件数246件、適用労働者数約369万人、加重平均時間額801円)

最低賃金額の改定

- 地域別最低賃金は、毎年、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にしながら、地域の実情も踏まえ地方最低賃金審議会の調査審議を経て改定。
- 特定(産業別)最低賃金は、労使の申出に基づき地方最低賃金審議会が必要と認めた場合に、地方最低賃金審議会の調査審議を経て改定。

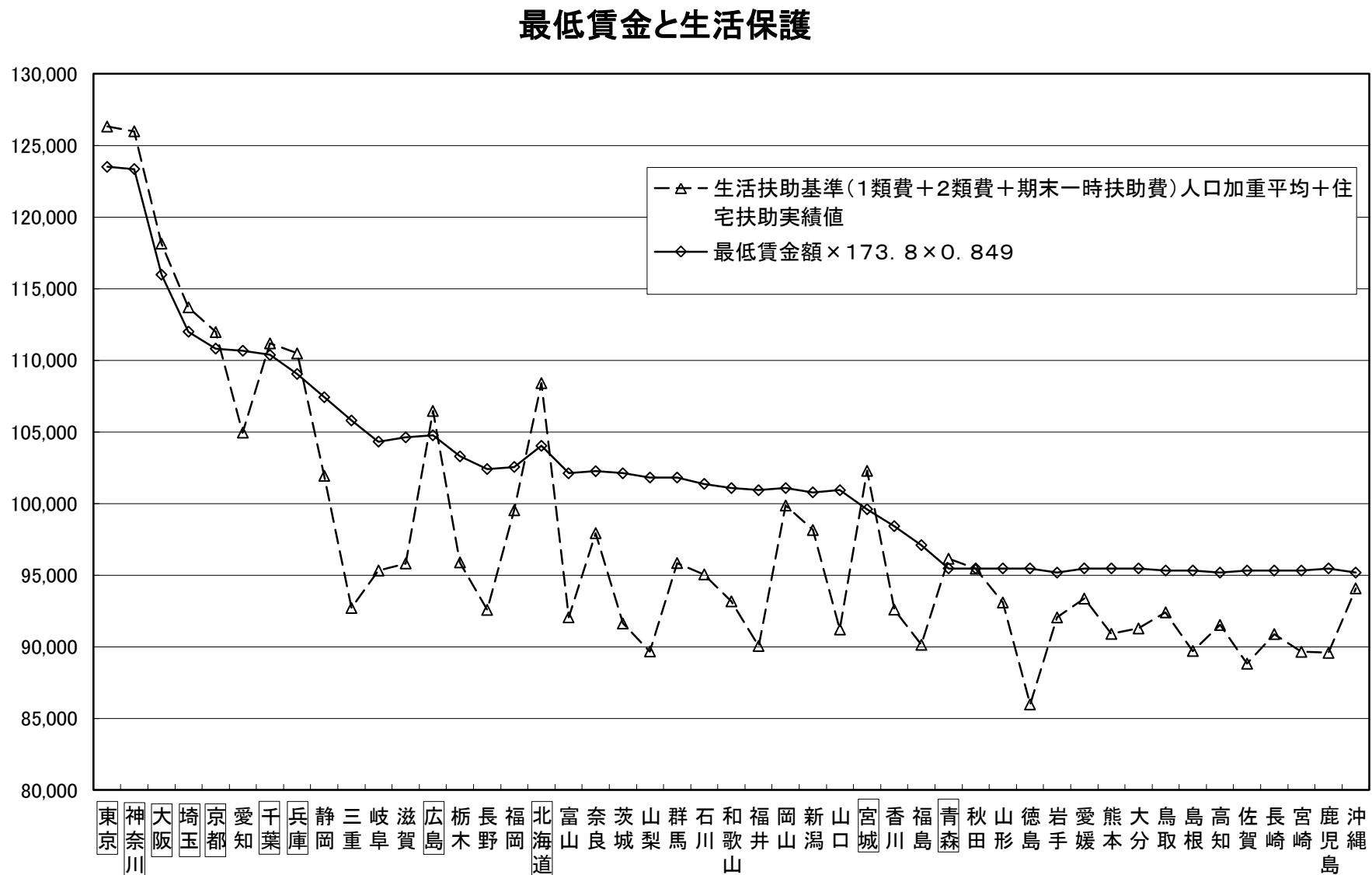
地域別最低賃金の決定基準

- 地域別最低賃金は、地域での
 - ① 労働者の生計費、
 - ② 労働者の賃金、
 - ③ 通常の事業の賃金支払能力を総合的に勘案して定めることとされている。
- ①を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮することとされている。

最低賃金の効力

- ① 刑事的効力
 - 最低賃金額以上の賃金を支払わなかった場合には、50万円以下の罰金。
※ 特定(産業別)最低賃金の不払いは、労働基準法違反として30万円以下の罰金。
- ② 民事的効力
 - 最低賃金額に達しない賃金を定める労働契約は無効とされ、無効とされた部分は、最低賃金と同様の定めをしたとみなされる。

- 最低賃金と生活保護の水準については、最低賃金法に基づき、以下の前提で比較を行っている。
最低賃金の水準＝地域別最低賃金額 × 173.8(1箇月の労働時間) × 0.849(可処分所得比率)
生活保護の水準＝生活扶助基準(1類費 + 2類費 + 期末一時扶助費)人口加重平均 + 住宅扶助実績値



※ 口で囲まれた都道府県… 今年度、最低賃金が生活保護水準を下回る逆転現象が生じた都道府県。

○ 最低賃金(時間額)が、生活保護水準を下回る逆転現象は、昨年度は北海道、宮城、神奈川の3道県となっていた(2011年度の最低賃金と2010年度の生活保護水準を比較。)が、今年度は、この3道県に加え、青森、埼玉、千葉、東京、京都、大阪、兵庫、広島の8都府県でも逆転現象が生じ、合計11都道府県となった。

都道府県ごとの生活保護水準との最新の乖離額(時間額)

| 都道府県 | 平成22年度データに基づく乖離額 (A) | 平成23年度地域別最低賃金引上げ額 (B) | 最新の乖離額 (C) (= A - B) | (参考)平成23年度地域別最低賃金引上げ後に残された乖離額(注) (平成21年度データに基づく) |
|------|-------------------------|--------------------------|----------------------------|---|
| | | | | (注)網掛けは乖離解消を意味する |
| 北海道 | 44 | 14 | 30 | 17 |
| 青森 | 7 | 2 | 5 | △ 7 |
| 宮城 | 20 | 1 | 19 | 7 |
| 埼玉 | 21 | 9 | 12 | 0 |
| 千葉 | 10 | 4 | 6 | △ 10 |
| 東京 | 36 | 16 | 20 | 0 |
| 神奈川 | 36 | 18 | 18 | 5 |
| 京都 | 10 | 2 | 8 | △ 1 |
| 大阪 | 22 | 7 | 15 | 0 |
| 兵庫 | 15 | 5 | 10 | △ 2 |
| 広島 | 18 | 6 | 12 | 0 |

※ 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。

- 逆転現象拡大の要因は、社会保険料率の上昇等により可処分所得比率が低下したことに加え、生活保護の住宅扶助の実績値が増加したためである。

都道府県ごとの生活保護水準との乖離額変動の要因分析

| | 最新の乖離額 (C) (=前頁A - B) (平成22年度データに基づく) | 平成23年度地域別 最低賃金引上げ後に 残された乖離額※1 (D) | 乖離の拡大額※2 | | |
|-----|--|--|---|----------------------------------|---|
| | | | (E) (=C - D) (平成21年度データに基 づく比較時からの拡大額) | 住宅扶助実績値が増加し たことによる影響額 (e①) | 可処分所得比率が低下 (0.857→0.849)したこと による影響額 (e②) |
| 北海道 | 30 | 17 | 13 | 5 | 7 |
| 青森 | 5 | △ 7 | 12 | 6 | 6 |
| 宮城 | 19 | 7 | 12 | 5 | 7 |
| 埼玉 | 12 | 0 | 12 | 4 | 7 |
| 千葉 | 6 | △ 10 | 16 | 8 | 7 |
| 東京 | 20 | 0 | 20 | 12 | 8 |
| 神奈川 | 18 | 5 | 13 | 5 | 8 |
| 京都 | 8 | △ 1 | 9 | 2 | 7 |
| 大阪 | 15 | 0 | 15 | 7 | 7 |
| 兵庫 | 10 | △ 2 | 12 | 4 | 7 |
| 広島 | 12 | 0 | 12 | 5 | 7 |

※1 網掛けは乖離解消を意味する。

※2 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際などに端数整理を行うため、 $E = e① + e②$ とならない。